

議案第 32 号

松阪市改良住宅条例の一部改正について

松阪市改良住宅条例(平成 17 年松阪市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市改良住宅条例の一部を改正する条例

松阪市改良住宅条例(平成 17 年松阪市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 213 号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 条例第 6 条第 1 項第 2 号アで定める場合 139,000 円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 114,000 円

第 9 条第 3 項中「松阪市営住宅条例」を「条例」に改める。

第 10 条第 1 項中「松阪市営住宅条例」を「条例」に改め、同項ただし書中「同条例」を「条例」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。